

ご利用料金

○ 要介護度 1～5 のご利用者様（8：00～18：00）

サービスの種類	料金	サービスにかかる時間			
		30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増すごとに)
身体介護	ご利用料金	2,540 円	4,020 円	5,840 円	830 円
	ご利用者様負担額	254 円	402 円	584 円	83 円

生活援助	ご利用料金	—	2,290 円	2,910 円	—
	ご利用者様負担額	—	229 円	291 円	—

- ※ 早朝(7:30～8:00) 夜間(18:00～19:30)は25%割り増しとなります。
- ※ 身体介護を行った後、引き続き生活援助を行った時は、身体介護の単価に30分が増すごとに830円(ご利用者様負担:83円)を加算いたします。
<2490円まで加算(ご利用者様負担:249円)>
- ※ 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者様の負担となります。
- ※ “サービスにかかる時間”は、そのサービスを実施するために国で定められた標準所要時間です。利用料金の算定基準は、実際にサービスを要した時間ではありません。
ケアプランに基づき決定されたサービス内容を行うために、標準的に定められた基準に従い、介護保険給付体系より計算されます。
- ※ 2人の訪問介護員(ホームヘルパー)でサービスを行なう必要がある時は、通常の2倍の料金となります。
- ※ ケアプランにおいて計画的に訪問することとなっていない身体介護を緊急に行った場合、1回の要請ごとに1000円(ご利用者様負担:100円)を加算いたします。
- ※ 新規にケアプランを作成したご利用者様に対して一定期間内にサービス提供責任者サービスを行った場合は2000円(ご利用者様負担:200円)を加算いたします。

○ 要支援 1. 2 のご利用者様

(月額定額制)

料金	週あたりのご利用回数		
	I (週1回程度)	II (週2回程度)	III (週3回程度)
ご利用料金	12,340 円	24,680 円	40,100 円
ご利用者様負担額	1,234 円	2,468 円	4,010 円

- ※ 身体介護と生活援助の区別はありませんが、対象となるサービスは訪問介護と同じです。
- ※ **ご利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。**
介護予防ケアプランで位置付けられた支給区分によって、上記の料金表の通りとなります。
- ※ ご利用者様の体調不良などにより、週あたりのご利用回数に変動があった場合でも、日割りでの割り引き、増額はいたしません。
- ※ 1ヶ月ごとの定額制となっているため、月の途中からご利用を開始した場合、月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として日割り計算は行いません。
 - ・ 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
 - ・ 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
 - ・ 同一保険者管内での転居により、介護事業所を変更した場合
- ※ 新規にケアプランを作成した利用者に対して一定期間内にサービス提供者がサービスを行った場合は2000円(ご利用者様負担:200円)を加算いたします。

介護保険法の改正により料金
が変わることがあります。
ご不明な点がございましたら、
ぜひお問い合わせ下さい。

